

災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書

公益社団法人日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会（以下、「甲」という。）と社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営及び災害時におけるボランティアに関する活動につき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、センターの運営に必要な事項を定めるとともに、災害時におけるボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

（適用する災害の種類について）

第2条 この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法で定義されている暴風雨、豪雨、地震、津波等で生ずる災害で、原則として災害救助法が適用される災害をいう。

2 また、前項に規定する災害のほか、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じ、乙または甲がセンターを必要と判断した場合とする。

（災害時の協定）

第3条 甲は、次の各号に定める事項において、乙からの協力要請に基づき、可能な範囲でセンターの運営の支援を行う。

- (1) センター運営に係る人材の派遣及び資機材等の調達に関すること
- (2) 災害時におけるボランティア活動に係わる情報の共有に関すること
- (3) その他、被災地の復旧、復興に必要と思われること

2 乙は、県内外の社会福祉協議会が設置するセンターの運営に関し、被災地からの要請等があった場合は、情報提供も含め甲に書面で、必要な要請を行う。

（ボランティア保険等）

第4条 甲から派遣される者は、乙が窓口となっているボランティア活動保険に必ず加入する。

（資機材等の確保）

第5条 センターの運営及び災害時におけるボランティア活動に関し必要な資機材等は甲乙協力して確保する。

(平時の活動)

- 第6条 甲は、県内各青年会議所と各市町村社会福祉協議会とのネットワークの構築を図るとともに、乙が実施する災害対策や防災に関する各種研修等に参加するなど、平時から人材の育成に努める。
- 2 乙は、センターにおいてボランティアの受入れ及び派遣並びに被災者ニーズの把握等が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの育成及び運営マニュアル等の整備に努める。
- 3 甲は、県内各青年会議所の連絡先及び、災害時担当窓口者等の確認を行い、連絡調整が円滑に行われるように努めるとともに、乙に対して年に1回程度、情報提供する。
- 4 乙は、県内の各市町村社会福祉協議会等に対し、必要な情報提供を行うとともに、各青年会議所との連絡調整が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(守秘義務)

- 第7条 甲乙は、センターの運営に関わり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、センター閉鎖後も同様とする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年12月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに甲乙いずれか一方が解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

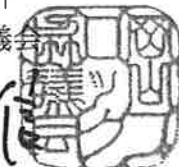
本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月 2 日

甲 公益社団法人日本青年会議所
中国地区 岡山ブロック協議会

会長

田中 康信



乙 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

会長

山岡 治幸

